

中小企業大学校講座受講促進助成金 交付要綱

令和8年3月30日
(公社) 全日本トラック協会

第1条 目的

トラック運送事業者の経営者・管理者等が、中小企業大学校の経営戦略等の講座を受講することによって、経営基盤のより一層の向上を図ることを目的に、中小企業大学校講座受講促進助成制度を実施する。

第2条 受講対象者

都道府県トラック協会（以下「地方ト協」という）の会員である法定中小企業者（資本金3億円以下又は常備従業員300人以下）の経営者、後継者および管理者とする。

なお、会員中小企業者をもって構成されるトラック運送事業に係る協同組織の経営者、管理者も対象とする。

第3条 対象校

国の人材養成機関である中小企業大学校9校及び金沢キャンパス、四国キャンパス、WEBee Campus(Web講座)を対象とする。

最寄校での受講を原則とするが、希望する講座名・受講期間等により最寄校以外での受講も妨げない。

学校名	郵便番号	所在地	電話番号
旭川校	078-8555	北海道旭川市緑が丘東3条2-2-1	0166-65-1200
仙台校	989-3126	宮城県仙台市青葉区落合4-2-5	022-392-8811
三条校	955-0025	新潟県三条市上野原570	0256-38-0770
東京校	207-8515	東京都東大和市桜が丘2-137-5	042-565-1207
瀬戸校	489-0001	愛知県瀬戸市川平町79	0561-48-3400
関西校	541-0052	大阪府大阪市中央区安土町2-3-13 大阪国際ビルディング17階	06-6530-0029
広島校	733-0834	広島県広島市西区草津新町1-21-5	082-278-4955
九州校	812-0024	福岡県福岡市博多区綱場町2-1 博多FDビジネスセンター3階	092-263-1554
人吉校	868-0021	熊本県人吉市鬼木町梢山1769-1	0966-23-6800

※上記9校のほか、金沢キャンパス、四国キャンパス、WEBee Campusも対象とする。

※金沢キャンパス、四国キャンパスは、特定の校舎を持たず、北陸、四国各県の会議施設等で開講されるもの。

第4条 対象講座

対象となる講座は、中小企業大学校の各校(金沢キャンパス、四国キャンパス、WEBee Campus 含む)が定める講座であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) トップのための経営戦略、経営計画等に関する講座
- (2) 実践的な財務管理、利益計画等に関する講座
- (3) 管理者のための人材育成、労務管理等に関する講座
- (4) 女性リーダーの能力開発等に関する講座
- (5) 情報化、システム構築に関する講座
- (6) その他物流事業に関わる講座

第5条 助成対象定員

助成対象定員は予算額を限度とする。

2. 一事業者からの申請は当該年度中10件までとする。

第6条 受講内容等の通知

全日本トラック協会（以下「全ト協」という）は、中小企業大学校の各校（金沢キャンパス、四国キャンパス、WEBee Campus 含む）で開講される講座のうち、第4条の対象講座の内容および開催スケジュール等を地方ト協へ通知する。

2. 地方ト協は、前項の通知に基づき会員事業者へ周知する。

第7条 受講の届け出・承認

受講を希望する会員事業者は、当該講座の受講申込み前に、受講者・受講講座等について所属する地方ト協へ届け出る。

2. 地方ト協は、前項の届け出があったときは、予算の範囲内であることを確認の上で速やかに当該会員事業者に受講の承認を行う。

第8条 大学校への申込み

受講を希望する会員事業者は、地方ト協からの受講の承認があった後、受講しようとする学校に対して、受講申込みの手続きを行うものとする。なお、同時に受講料を納入することになっている学校については、所定の受講料（全額）を直接納入する。

2. 受講申込みをした学校から受け入れ通知があった場合に受講することができる。
3. 受講料は、所定の額（全額）を、会員事業者が直接、当該校に納入する。

第9条 受講修了後の手続き

会員事業者は、受講者が所定期間を受講し「受講修了証書」の交付を受けたときは、速やかに「受講修了通知書」（様式1）を地方ト協へ提出する。

その際、「受講修了証書」の写しおよび「振込金受取書」等の写しを添付する。

2. 地方ト協は、提出された「受講修了通知書」（様式1）、「受講修了証書」の写しおよび「振込金受取書」等の写しの内容を確認し、適切に保管する。
3. 地方ト協は、前項の確認をした上で、「受講修了報告書兼負担金請求書」（様式2）に必要な事項を記載し、別に定める期日までに全ト協へ提出する。

第10条 助成額

全ト協は受講料の3分の1を助成する。百円未満の額は百円単位に切り上げた額とする。但し、国、自治体、他団体（地方ト協含む）等からの助成金の合計が受講料の3分の2を超える場合、助成金を交付しない。

第11条 助成金の交付

全ト協は、地方ト協から「受講修了報告書兼負担金請求書」（様式2）の提出があったときは、精査の上、別に定める期日までに所定の受講料負担額を地方ト協に支払う。

2. 地方ト協は、全ト協から支払われた助成金を、会員事業者に支払う。

第12条 受講申込み後の変更または中止

会員事業者は、地方ト協から受講承認を得た後、申込み事項を変更または受講を中止した場合は、その旨、速やかに地方ト協あてに届け出る。

第13条 助成金の返還

全ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、地方ト協を通じて会員事業者に対し交付した助成金の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他全ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2. 前項の規定により返還を命じられた事業者については、全ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。